

五泉市障害福祉人材確保支援事業補助金交付要綱

令和7年3月25日

五泉市告示第42号

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等職員が障害福祉サービス等を提供する上で必要な資格取得を支援し、障害福祉人材の確保及び職員の定着並びに資質の向上を支援するため、予算の範囲内で、事業所等職員の資格取得に必要な研修費用を負担している五泉市内の事業所等を運営する法人等（以下「法人」という。）に対し、五泉市障害福祉人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）としてその費用の一部を交付することについて、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所等

イ 法第5条第18項に規定する相談支援を行う事業所

ウ 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業所

エ 法第41条の2に規定する共生型障害福祉サービスを行う事業所

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援を行う事業所

(2) 補助対象事業とは、別表に定める障害福祉サービス等を提供する上で必要な資格を取得するための研修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 五泉市内に住所を有し、又は補助金の交付申請を行おうとする年度内に五泉市内に開設が見込まれる事業所等の運営を行う者であること。

(2) 補助対象事業を、補助金の交付申請を行おうとする年度内に修了した者若しくは合格した者又は修了した職員若しくは合格した職員（以下「職員等」という。）を雇用している者であること。

(3) 暴力団（五泉市暴力団排除条例（平成24年五泉市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有する者でないこと。

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の交付は、同一職員等1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の修了日の属する年度の各四半期の最終月の翌月末日まで又は当該年度末日までのいずれか早い期間内に五泉市障害福祉人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、交付する場合にあっては交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、五泉市障害福祉人材確保支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、確定した補助金の額を交付するものとする。

(是正措置)

第8条 市長は、第5条の規定による申請又は報告の内容に疑義がある場合は、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により通知した額の算出根拠となった職員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 開設を見込んでいた事業所等の運営を行う者が、申請した年度内にその事業所等を開設できなかつたとき。

(2) 事業所等の運営を行う者が虚偽の申請を行ったとき。

(3) 補助金を受けた職員が補助対象研修終了後、12か月以内に退職したとき。ただし、退職後3か月以内に市内の事業所等に就職した場合を除く。

(4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、交付を決定した補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、五泉市障害福祉人材確保支援事業補助金返還通知（様式第4号）により、期限を定めて、その返還を補助事業者に命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、正当な理由はなく納期限までに納付しなかったときは、交付規則第17条の規定により延滞金を徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別 表（第4条関係）

No.	補助対象事業		補助対象経費	補助率
	分野	研修名称		
1	相談支援従事者	初任者研修	法人が負担した職員の研修受講費（受講費用に含まれていないテキスト代等は除く。）	1/2以内
2		現任研修		
3		主任研修		
4	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	基礎研修		
5		実践研修		
6		更新研修		
7	強度行動障害支援者	養成基礎研修		
8		養成実践研修		
9	同行援護従事者	養成研修		
10	重度訪問介護従事者	養成研修		
11	介護職員のたん吸引等実施従事者	養成研修（痰吸引）		
12		養成研修（経管栄養）		
13	医療的ケア児等コーディネーター	養成研修		
14	重症心身障害児者・医療的ケア児者支援者	養成研修		

注1 国、県及び他の機関からの補助金と併用する場合、補助対象経費からその補助金の受給額を控除して申請すること。

注2 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。